

モンゴル国法律

1995年4月11日

ウランバートル市

野生植物に関する法律

第一章 総則

第1条 法律の目的

この法律は、森林及び栽培植物以外の植物(以下「植物」という。)の保護、適切な利用、再生に関する諸問題を調整することを目的とする。

第2条 野生植物に関する法規

1. 野生植物に関する法規は、モンゴル国憲法、自然環境保護法、当該法律、及びこれらと関連して定められたその他の一連の法規からなる。
2. この法律による定めがモンゴル国の国際条約と異なっている場合には、国際条約の定めに基づき準拠する。
(第2条は2010年12月9日の法律改正により改定された。)

第2¹条 この法律で用いられる用語の定義

1. この法律において、次の語は以下の意味にて用いられる。
 - 1) 「野生植物」とは、人間の手を加えることなく自然の状態で存在する植物をいう。
 - 2) 「野生植物の資源量」とは、当該の植物種の植生地域における総量をいう。
 - 3) 「野生植物の植生、資源量の調査」とは、当該の植物種の植生、資源量を定めることを目的として行われる調査をいう。
 - 4) 「野生植物の栽培」とは、自然植物の保護、遺伝子の保護、または原材料としての利用を目的として行われる繁殖及び栽培をいう。
 - 5) 「植物の生態・経済的評価額」とは、当該の植物に関する生育条件、生態、経済、権利関係、社会的意義を根拠として、特別な方法によって算定された単位重量あたりの金銭評価をいう。
 - 6) 「外来種の植物」とは、国境外から故意にまたは偶然に持ち込まれて定着した植物種をいう。
(第2¹条は、2010年12月9日の法律改正により追加された。)

第3条 植物の植生及び分類

1. モンゴル国の領土内に植生する植物群は、陸地及び湖沼に植生する維管束植物、苔類、水草、蘚類、キノコ類、及び微生物によって構成されている。
2. 植物はその資源量、再生力にもとづいて、以下のとおり分類される。
 - 1) 特に稀少な植物
 - 2) 稀少な植物
 - 3) 豊富な植物

3. 特に稀少な植物には、自然の状態で再生することが不可能で、植生が非常に限定的で、利用に供するだけの十分な資源量がなく、絶滅の危機に瀕した植物(この法律の付属書に記載)が含まれる。
4. 稀少な植物には、自然の状態で再生が限定的で、植生及び利用に供する資源量が少なく、絶滅の可能性のある植物が含まれる。稀少な種の植物一覧については、モンゴル政府が定める。
5. 本条第3項及び第4項に定めたもの以外の植物を豊富な植物とする。
(本項は、1997年1月16日の法律改正により改定された。)

第4条 植物保護の管理

植物保護の管理は、自然環境保護法によって定める。

第5条 植物資源のデータベース

1. 植物資源のデータベースは、以下の項目によって構成される。
 - 1) 植物の植生、資源量、及びそれらの評価
 - 2) 乾燥させた植物、薬剤、種子などの標本
 - 3) 植物についての調査報告書、情報書類
 - 4) 植物の観察分析調査、測定値などのデータ
 - 5) 植物の保護、利用、再生の方法に関する情報
2. 植物のデータベース作成に関する各分野の分担は、自然環境保護に関する法律によって定める。

6. 植物の利用料

1. 個人、企業、団体が国有地に植生する植物を利用する際には、法規の定めに従って料金を支払うこと。
2. 植物の利用料の上限、下限、支払の減免については、法律によって定める。

第二章 植物の保護及び再生

第7条 植物保護

1. 火事、病害、有害な齧歯類、害虫及び人為的な行為による被害から植物を保護する作業は、各階層の行政機関長が国の予算にて実施、または契約にもとづいて土地を保有もしくは利用する個人、企業、団体は自らの費用負担にて実施する。
2. 特に稀少な種、固有種及び定着種の遺伝子を保護するための栽培、植付け作業は、国の中央機関または専門機関が実施する。
3. 法律の定めによって、病害、有害な齧歯類、害虫、化学物質、有機物による被害から植物を保護するとともに、様々な禁止措置を実施する。
4. 病害、有害な齧歯類、害虫から植物を保護する際には、自然環境問題を管轄する国の中央機関(以下「国の中央機関」という。)によって許可された以外の化学物質を使用することを禁じる。
(当該法律は、1997年1月16日の法律によって改定された。)
5. 特に稀少な植物が植生する土地については、当該の植物の保護、再生作業以外の目的で、個人、企業、団体が保有することを禁止する。

6. 外来種の植物は、国の中央機関の許可なくして自然環境にて栽培することを禁止する。
(本項は2010年12月9日の法律改正により追加された。)
7. 外来種の植物を自然環境にて栽培する際には、目的を限定し、外部と区切って覆われた土地を利用すること。
(本項は、2010年12月9日の法律改正により追加された。)

第7¹条 植物の植生、資源量についての調査実施、生態・経済的な評価

1. 商業を目的として利用される植物の植生、資源量の調査は、5年間に1度、国の中央機関及び科学機関が共同で実施する。
2. 植物の生態・経済的評価額は、国の中央機関が算定する。
3. 植物の植生、資源量に関する調査の実施、生態的・経済的評価を行うための諸費用は、国の中央機関の意見をもとに国の予算から支出する。
4. 商業を目的とした採集または利用が可能となる植物の種類、名称、採取量の上限については、国の中央機関が毎年定める。
(第7¹項は、2010年12月9日の法律改正により追加された。)

第8条 商業を目的とした植物の利用を禁止する区域

1. 以下に挙げる場所においては、自然環境のバランスを維持する上で、植物の資源量に関わらず、商業を目的とした利用を禁止する。
 - 1) 都市、村及びその他の集落における緑化区域
 - 2) 河川、小川の水源、湖沼の水辺から2kmの範囲内
 - 3) 特に稀有な動物の棲息地
 - 4) オアシス地域
 - 5) 植物の被覆が疎らな地域
 - 6) 砂漠の拡大から保護する必要がある土地
 - 7) 土壌の風化予防地として定められた区域
2. 郡(sum(c y m))議会及び区(düüreg(дүүрэг))議会は、専門機関の意見をもとに、この条文の第1項の3、4、6、7に記載の土地及びその境界について確定する。
3. 本条第1項の1)~4)に記載の土地においては、家畜の放牧を行ってもよい。

第9条 植物の再生

個人、企業、組織団体が商業を目的として植物を利用した際には、規則に従って自らの支出にて再生、または再生のための環境整備を行ってから、郡長または区長に返却すること。

第三章 植物の利用

第10条 植物の利用目的

個人、企業、団体は、特に稀少な植物については専ら研究調査を目的とし、稀少な植物については、家庭用ま

たは専ら研究調査を目的として利用することができる。豊富な植物については、研究調査、家庭用のほか、商業を目的として利用することができる。

第11条 研究調査を目的とした植物の利用

1. 個人、企業、団体は、特に稀少な植物、稀少な植物を研究調査の目的で利用するための許可を国の中央機関から得ること。
(本項は、2010年12月9日の法律改正により改定された。)
2. 研究調査、家庭での使用を目的として採集された植物については、生産の原材料として利用すること、収入を目的として他者に販売することを禁止する。
(本項は、2010年12月9日の法律改正により改定された。)

第12条 家庭内での使用を目的とした植物の利用

個人は、稀少な植物を自らの家族の食糧、家庭内でのその他の用途を目的とするならば、郡役所、区役所の許可を得て利用することができる。

第13条 商業を目的とした植物の利用

1. 豊富な植物については、個人、企業、団体が食品製造、工業加工、および植物由来の製品の生産、販売を目的として利用することができる。
2. 医薬品の製造、治療を行っている企業、団体ならば、稀少な植物及び豊富な植物を生産、販売の目的で利用することができる。
3. 豊富な植物を商業目的で利用する場合には、県またはウランバートル市の自然環境を管轄する機関の決定をもとに、郡長、区長から許可を得るものとする。稀少な植物を医薬品として利用する許可は、国の中央機関から得ること。
(本項は、2010年12月9日の法律改正により改定された。)
4. 植物の根、地下茎、球根のうち50%以上を、商業を目的として利用する場合には、当該の植物の栽培を行うこと。
(本項は、2010年12月9日の法律改正により改定された。)

第14条 家畜飼育を目的とした牧草、干し草としての植物の利用

1. 所在地(または居住地)の郡、区の敷地内において、個人、企業、団体が家畜の放牧、干し草用の草刈りを行うことを目的として、その牧地または刈り草場に植生する植物を利用する際には、土地に関する法律の第52条、第53条を遵守すること。
(本項は、2010年12月9日の法律改正により改定された。)
2. 郡議会、区議会、郷(bag (б а г))の議会、町(khoroo (х о р о о))の議会は、特に稀少な植物を保護することを目的として、専門機関の意見をもとに、2年間を限度として当該の植生地における家畜の放牧、草刈りを禁止することができる。
(本項は、2010年12月9日の法律改正により改定された。)
3. 植物の再生、または再生のための環境整備、保護を目的とし、牧地、草刈り場にかかる負荷を考慮して、郡、区、郷、町の行政長が利用計画を定めるものとする。

第15条 植物の利用許可について

1. 商業を目的とした植物の利用を希望する個人、企業、団体は、自らの費用で専門機関に依頼して自然環境への影響評価を実施し、当該の植物資源量を確定するとともに、利用を希望する植物の品種名、部位名、利用目的、規模、利用期間、再生方法などを盛り込んだ計画書を作成し、管轄の専門機関に提出して審査を受け、植物の利用許可について権限を有する機関または係員に提出すること。
2. 植物の利用許可を与える機関または係員は、個人、企業、団体による植物の利用申請について、当該の利用希望者が作成した利用計画書を審査し、専門機関による決定にもとづき、申請を受理してから14日以内に可否の判定を行う。
3. 植物の利用を許可する際には、許可証を発行する。許可証は、他者に譲渡してはならない。
4. 許可証には、植物の採集を行う個人、企業、団体の名称、住所、植物の品種名、器官名、採集する規模、期間、土地名が記載される。
5. 当該の土地における自然環境保護の担当者は、植物の利用許可を有する個人、企業、団体に対して、植物の採集が可能となる場所を教示する。

第16条 植物の採集の規則、規模、期間

1. 植物の利用許可を有する個人、企業、団体は、植物の採集に関する規則、利用を許可された規模、期間に従って採集すること。
2. 植物の採集の規則、規模、期間は、専門機関の意見をもとに国の中央機関が定めるものとする。

第17条 植物の国外への持ち出し

1. 植物を国外に持ち出すための許可は、国の中央機関が与える。
2. 外国籍の個人、企業、団体は、いかなる用途であっても野生植物の採取を禁止する。
(本項は、2010年12月9日の法律改正により改定された。)
3. 植物の多年草の根、地下茎、球根は、国の中央機関の許可なく国外に持ち出すことを禁止する。
(本項は、2010年12月9日の法律改正により改定された。)
4. 特に稀少な植物、希少な植物、それらに由来する物品については、調査研究または最終的な製品に加工する以外の目的で利用することを禁止する。
(本項は、2010年12月9日の法律改正により改定された。)
5. 調査研究の目的で国外に持ち出される植物の規模は、政府によって定める。
(本項は、2010年12月9日の法律改正により改定された。)

第18条 植物の利用を目的した土地の保有、利用

1. 郡長または区長は、商業を目的として植物を利用する個人、企業、団体に対して、国の中央機関による決定及び土地法の定めに従い、契約にもとづいてその植生地を一定の期間、保有または利用させることができる。
2. 植物の利用を目的として植生地を保有、利用する場合には、契約書に土地法の第34条第6項に示された事柄の他、以下の内容を盛り込むこと。
(本項は、2002年6月7日の法律改正により改定された。)
 - 1) 当該の土地で利用される植物の名称、利用規模
 - 2) 植物の利用条件、基準

- 3) 当該の植物の利用に際して、契約締結者の双方に生じる植物利用、保護、再生に関する権利、義務、責任
3. 植物の利用を目的として植生地を保有または利用する者は、当該の植物及びその生育環境を保護し、再生する義務を有するのみならず、土地法の第35条に示した権利、義務を負う。
(本項は、2002年6月7日の法律改正により改定された。)
4. 個人、企業、団体が植物の利用以外を目的として、土地を契約により保有または利用している場合には、自らが保有または利用する土地に植生する植物について、規則通りに商業を目的として利用するための許可を得れば、利用料を支払って利用することができる。また、家庭での使用を目的とするならば利用料を支払わずに利用することができる。

第19条 植物の利用者の義務

植物を利用する者は、以下の義務を有する。

- 1) 植物に関する法規を遵守する。
- 2) 植物の採集、再生に関する規則に従う。
- 3) 規則、許可によって定められた規模、期間内に植物の採集を行う。
- 4) 一年生植物の採集は、その種が実ってから行うこと。
- 5) 植物を商業目的で利用するならば、自らの費用にて、専門機関に依頼して自然環境への影響、資源量の評価を実施し、植物の再生、または再生のための環境整備を行うこと。
- 6) 植物の利用を目的として土地を保有、利用するための契約を締結した場合には、契約に定められた条件、規則に従うこと。

第四章 その他

第20条 向精神作用を持つ植物

1. 向精神作用を有する植物の一覧は、自然環境及び保健の問題を管轄する国の中央機関と共同で作成する。
2. 保健に関する問題を管轄する国の中央機関は、医薬品を製造する企業、団体が向精神作用のある植物を利用する際には、専門機関の意見をもとに許可を与え、それらを別途登録する。
(本項は、2010年12月9日の法律改正により改定された。)
3. 個人及びこの条項の第2項に定められた以外の企業、団体が、向精神作用のある植物を採集、利用、栽培することを禁止する。

第21条 法規に違反した者が負う責任

1. 裁判官、自然環境の調査員、自然保護員が自然植物に関する法律に違反した場合には、以下に定める行政処分を科す。
(本項は、2010年12月9日の法律改正により改定された。)
- 1) 植物の採集に関する規則に違反した者、規則若しくは許可に定められた期間または規模を超えた採集を行った者、家庭での使用を目的として採集した植物を製造の原材料として利用した者、収益を目的として他者に販売した者については、違法に採集した物品、得た収益を没収する。違反者が個人の

場合には、労働賃金の最低額に相当する額の罰則金をトゥグリグ貨幣にて、企業、団体の場合には、労働賃金の最低額の2倍に相当する額の罰則金をトゥグリグ貨幣にて支払わせる。

(この箇所は、2010年12月9日の法律改正により改定された。)

- 2) この法律の第8条第1項に定めた土地、及びこの法律の第14条第2項の規定によって定められた土地にて、商業目的で植物を採集した場合には、違法に採集された植物、及びそれによって得た収益を没収し、違反者が個人ならば労働賃金の最低額に相当する額をトゥグリグ貨幣にて、企業ならば労働賃金の最低額の2倍に相当する額をトゥグリグ貨幣にて支払わせる。

(この箇所は、2010年12月9日の法律改正により改定された。)

- 3) 特に稀少な植物を調査研究以外の目的で利用した場合には、違法に採集された植物、それによって得た収益を没収し、違反したのが個人ならば労働賃金の最低額に相当する額をトゥグリグ貨幣にて、企業ならば労働賃金の最低額の3倍に相当する額をトゥグリグ貨幣にて支払わせる。

(この箇所は、2010年12月9日の法律改正により改定された。)

- 4) この法律に定めた規則通りの必要な許可を得ずに植物を利用した場合には、個人ならば労働賃金の最低額に相当する額をトゥグリグ貨幣にて、企業ならば労働賃金の最低額の4倍に相当する額をトゥグリグ貨幣にて支払わせる。

(この箇所は、2010年12月9日の法律改正により改定された。)

- 5) 違法に植物採集の許可を与え、植物または植物由来の原材料を国外に持ち出す許可を与えた係員に対しては、労働賃金の最低額の4倍に相当する額をトゥグリグ貨幣にて支払わせる。

(この箇所は、2010年12月9日の法律改正により改定された。)

2. 野生植物に関する法規に違反したことにより、植物の植生を損なった場合には、損害を与えた者に賠償金を支払わせる。
3. 植物の賠償金の額は、国の中央機関によって定められた植物の生態・経済的評価にもとづいて算定する。
(本項は、2010年12月9日の法律改正により改定された。)
4. 植物の賠償金の支払い規則、方法については、国の中央機関が決定する。
(本項は、2010年12月9日の法律改正により改定された。)

第22条 施行日について

この法律は、1995年6月5日から施行される。

モンゴル国会議長

N.バガバンディ